

## ふわふわレンタル契約書

賃借人：乙		賃貸人：甲	
会社名		有限会社 アスク	
住所	〒	〒965-0059	
		福島県会津若松市インター西90番地	
代表者名		代表取締役 栗林 寿	
電話		電話	(0242)37-2801
FAX		FAX	(0242)37-2805
担当者名		担当者名	長嶺 修
携帯電話		携帯電話	080-1650-4821

上記の賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)は裏面契約条項従い、平成 年 月 日 下記標記のとおりレンタル契約を締結いたします。

### 1・標記

商品品目及び明細	
品 名	数 量
ハムちゃん(ふわふわ本体及び収納袋)	1式
ベース用ブロア 1台	
ドーム用ブロア 1台	
ステップ(階段) 1台	
グラウンドシート(ミドリ色) 1枚	
カバーシート(青色) 1枚	
砂袋(20kg) 8個	
風速計 1台	

レンタル期間(搬出日・返却日含む)
年 月 日 ～ 年 月 日(計 日)

使用場所(住所)	
使用イベント名	

レンタル金額(消費税及び地方消費税込み)
☆ _____ 円

## 2.契約条項

### 第1条（賃貸の目的）

この契約は甲が乙に本書標記に記載する期間及び料金にて商品を貸出（レンタル）するものである。

### 第2条（賃料について）

- 1 甲から乙への貸出料金は原則表面の料金表の通りとするが、乙の使用内容を協議のうえ、甲は乙への貸出料金を決定する
- 2 乙から甲への料金の支払いは、原則、貸出の前（前払い）とするが、甲が認めた場合は、返却後とすることも可能である。

### 第3条（賃料の特則）

- 1 乙は表面に記載された貸出期間中は途中で解約した場合であっても、甲は当初定めた貸出期間の料金の返金はしない。
- 2 乙は商品を貸出期間が満了するまでに返還するものとし、満了後に返還された場合は、甲が定めた延長料金を支払わなければならない。
- 3 乙がこの規約を違反した場合には、甲は特段の通知・催告なしでこの契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに商品を甲に商品を返還しなければならない。乙は契約が解除された場合であっても、甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金を支払わなければならない。
- 4 商品は店頭渡し、店頭返還とする。ただし、乙が配達を希望する場合は、甲が定める別途所定の料金を支払わなければならない。
- 5 乙は商品が乙の手元にある間、返還不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を超えていればその期間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同額を甲へ支払わなければならない。

### 第4条（善管注意義務等）

- 1 乙は商品を目的にあった利用をし、利用保管については十分な注意を払わなくてはならない。
- 2 乙は商品を甲に返還する場合、商品の通常使用以外による損耗、及び破損により修理を必要とする場合には、修理代金に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、商品について第三者が差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合直ちに甲宛にその旨を通知しなければならない。
- 4 乙は、宅配の場合商品受取後すぐに梱包等を開封し、取扱説明書等を確認し、使用目的を達成できるように商品をチェックしなければならない。チェック後使用目的を達成しない場合直ちに甲へ連絡しなければならない。

### 第5条（禁止事項）

- 1 乙は商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、占有移転等の処分をしてはならない。
- 2 乙は商品を改造・改装してはならない

### 第6条（免責事項）

- 1 乙は商品に構造上の欠陥があり修理しても乙の使用目的が達成できない場合、直ちに甲へ連絡するものとする。甲は、表のレンタル料の払い戻しをもって一切の責任を免れるものとする。
- 2 乙は商品を使用する際、乙の不注意により生じた損害について、甲は一切の責任を負わない。
- 3 甲は商品の操作機能確認の上乙へ商品を渡した後、乙に生じた使用目的を達しない等の損害については一切責任を負わない。

### 第7条（その他）

以上ない事由が発生した場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の通り、本契約が成立したので、これを証するために、甲乙それぞれに表面契約書に記入し、本書を甲が所持し、写しを乙が所持するものとする。